

平成 23 年

東部知多衛生組合議会
第 1 回定例会会議録

平成 23 年 2 月 9 日 (水) 開会

平成 23 年 2 月 9 日 (水) 閉会

東部知多衛生組合

平成23年東部知多衛生組合議会第1回定例会会議録

平成23年東部知多衛生組合議会第1回定例会は、平成23年2月9日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1番 久野喜孝	2番 大西勝彦	3番 鈴置英昭
4番 矢野清實	5番 毛受明宏	6番 坂下勝保
7番 深谷公信	8番 神谷明彦	9番 高橋和夫
10番 三留 享	11番 澤田道孝	12番 久保秋男

2 不応招議員

なし

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

平成23年2月9日（水）午後1時55分 開会

平成23年2月9日（水）午後3時08分 閉会

6 傍聴者

なし

7 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 久野孝保 副管理者 相羽英勝 副管理者 井村徳光

副管理者代理 近藤 博 監査委員 古橋洋一 会計管理者 伴 和道

事務局長 野澤 清 淨化センター工場長 泉 路博 クリーンセンター工場長 鈴木恒雄

主幹 加納裕展 課長補佐 杉浦尚二 課長補佐 久米繁治

8 職務のため議場に出席した者

書記 野澤 清 書記 杉浦尚二 書記 加藤博之

9 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		一般質問
日程第 4	報告第 1 号	例月出納検査報告について
	報告第 2 号	定期監査報告について
日程第 5	議案第 1 号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び規約の変更について
日程第 6	議案第 2 号	平成 22 年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 7	議案第 3 号	平成 23 年度東部知多衛生組合一般会計

○議長（久野喜孝）

皆さん、こんにちは。

定刻 5 分前ではございますが、皆様お揃いですので、ただ今より開催させていただきます。

平成 22 年度も残すところ 1 か月余りとなりました。各市町におかれましては 3 月定例会を間近に控えまして何かとお忙しい中、組合議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして報告をさせていただきます。

管理者から全員協議会の開催要望があり、議会運営委員会に諮りまして開催の了解をいただきました。

定例会終了後、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事に入ります。

ただいまの出席議員は 12 名で、定足数に達しております。

よって、平成 23 年東部知多衛生組合議会第 1 回定例会は成立しますので開会いたします。

なお、地方自治法第 121 条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表により進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、管理者からご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、平成23年東部知多衛生組合議会第1回定例会にご参集賜りまして誠にありがとうございます。

本、定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日頃から廃棄物処理行政につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

現在、廃棄物処理をめぐる現状は、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会の在り方を見直し、物質の循環を基調とした環境への負荷の少ない循環型社会への転換を図り、資源の保護や環境の保全などが求められている時代となってきております。

今後も職員とともに、廃棄物処理の適正な維持管理と施設整備の計画的な事業進捗を図って参りたいと考えておりますので、議員の皆様方には一層のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件は、退職手当組合規約の変更議案1件、平成22年度の補正予算と平成23年度当初予算、計3件の議案を提出いたしております。

また、定例会終了後には、全員協議会を開催させていただきまして、平成23年度から25年度までの実施計画をご報告させていただきたいと存じます。

議案等の内容につきましては順次ご説明させていただきますが、慎重審査の上お認め賜りますようお願い申し上げまして開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（久野喜孝）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、6番、坂下勝保議員及び8番、神谷明彦議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本、定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本、定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3、「一般質問」を行います。

一般質問の時間制限等につきましては、あらかじめ議会運営委員会におきまして確認されております。

それぞれ申し合わせ事項に従いまして進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。

2 番、大西勝彦議員、自席にてお願ひいたします。

○ 2 番議員（大西勝彦）

それでは、議長のご指名をいただきましたので、一般質問を 2 点させていただきたいと思います。

1 点目が、次期、ごみ処理施設に灰溶融施設が必要かどうかということ。

2 点目が、組合議員報酬についての見直しの考えはあるかとします。

まず、1 点目ですけれども、実は 1 月 17 日にですね、中日新聞に「灰溶融炉の休止や廃止を決める自治体が相次いでいる」というような記事が掲載をされました。その記事を読んでみると、その理由は経費の削減と CO₂ の発生を抑えること、更に 3 点目の理由が溶融スラグの有効利用を広げる展望がないということでありました。こうなった背景には、ごみの減量化が進んで処分場の延命化が進んだこともあげられております。昨年 8 月もこの場で、私の一般質問で確認をさせていただきましたけれども、当組合は、次期ごみ処理施設建設に当って、何らかの形で灰を少なくする灰溶融炉の採用を前提で考えられていると思いますけれども、その検討状況と新聞の記事にあげられておりますような理由を含めてですね、その必要性についてお聞きをいたします。

2 点目はですね、一部事務組合、我々の議員報酬についてであります、議員報酬につきましては、先日の知事選、市長選でもかなり争点になっておりましたけれども、その前から最近マスクでそのあり方、一部事務組合の議員報酬のあり方などが取り上げられております。

これも一昨年 8 月のこの場、決算審議の場で私、質問させていただきましたけれども、もう一度議員報酬について執行部の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

ちなみに一昨年 8 月の時の答弁はですね、議員報酬の見直しは議会運営委員会や議員間でやつてもらえばよいというようなものでありましたけれども、私共と同じ特別職である管理者の報酬を、執行部側の提案でゼロにしたということでありますので、我々議員の報酬についても執行部としての考えは持っておられると思いますので、その辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上 2 点についてお願ひします。

○議長（久野喜孝）

それでは、答弁を願います。管理者。

○管理者（久野孝保）

まず、最初のご質問であります、東部知多衛生組合では、現在ごみ焼却施設から発生する焼却残渣や破碎後の不燃物につきましては、全量を公共が関与する最終処分場や民間の最終処分場に埋立処分をお願いしている状態であります。

ごみ処理につきましては、市町村の責務としまして自分のところから発生したごみは自分のところで処理をするのが原則となっております。新しく建設しますごみ焼却炉につきましては、そうした原則に即した形での施設整備を行いまして、発生します焼却灰は減容化・資源化を図っていきたいと考えております。

また、2点目の組合議員報酬の関係でございますが、現在の議員報酬を取り巻く現状につきましては、最近マスメディアを通じまして数回に亘り取り上げられております。

昨年の12月には、東海3県の一部事務組合の組合議員に対する支給状況が新聞報道されており、この報道の中では、組合議員報酬は年額制が大半を占めておりまして、ほとんどの一部事務組合が議員報酬を支給している状況が明らかになりました。愛知県内的一部事務組合でも、当組合と同様に地方自治法の規定に基づき条例を定めて支給しているのが現状でございます。

また、当組合議会の中でも、議員報酬を廃止や見直しすることの考え方については、この報道、以前に大西議員から見解を問われたことを記憶しておりますが、ご質問の組合議員報酬の廃止や見直しなどの改革の議論につきましては、議会のご意見を伺いながら慎重に進めなければならないものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

個々の質問につきましては、事務局長から答弁させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（久野喜孝）

事務局長。

○事務局長（野澤 清）

1点目のごみ処理施設に灰溶融炉は必要かというご質問につきまして、お答えさせていただきます。

この灰溶融炉の問題について申し上げますと、設置の背景としましては、最終処分場の逼迫や焼却残渣中のダイオキシン類の削減対策としまして、新しく出てきたものであります、灰を溶かした後に出でます溶融スラグにつきましては、道路の路盤材や覆土材、コンクリート二次製品などにリサイクルができるというメリットがあるというものであります。また、国の方も平成9年度から平成16年度まで灰溶融炉の設置を補助金の交付により誘導したことから全国で採用されたというものであります。

しかしながら、この新しい技術の灰溶融炉を運転しますと、事故や故障が多く安定した運転がで

きなかつたり、大量のエネルギーを消費し維持費に多額の経費がかかつたり、溶融スラグのリサイクルも進まないということで、新聞報道にありますように灰溶融炉の運転を休止する施設が出てきたようあります。

当組合では、新しいごみ焼却施設の機種選定につきましては、平成24年度にごみ焼却施設の機種選定調査を行っていく計画を持っております。

前回のご質問にお答えしたように、機種につきましてはストーカ炉プラス灰溶融炉や直接溶融炉、あるいはガス化溶融炉にするのか、いろいろな方式がありますので、これから学識経験者を交えた機種選定委員会で決めていきたいと考えております。

この灰溶融炉のデメリットとして上がっておりますCO₂の問題や多額の維持管理費がかかるということですが、先ほど管理者が申し上げましたように、当組合では、焼却残渣、破碎後の不燃物につきまして全量他施設へ埋立処分している状態でありますので、自分の焼却炉から出てきた焼却灰は、そのまま埋立処分することではなく、エネルギーは使いますが、減容化、またリサイクルしていくというのが、環境省の進めている資源循環型社会の構築につながるのではないかと考えております。また、CO₂の問題につきましては、平成17年度に制度化されました交付金の交付要綱の中で発電設備を設置することが義務づけられております。規模にもよりますが、発電効率が23%以上になると、施設の呼び方も「高効率のごみ発電施設」という名称になりまして、電気を作る施設という考え方へ変わってまいります。中部電力からの受電より売電が多くなると、CO₂の削減に寄与できることになりますので、機種の選定にあたりましては、いろいろな条件をクリアできる環境に配慮した施設を検討していきたいと考えております。

次に2点目の組合議員報酬を見直しする考えについて、お答えさせていただきます。

現在の当組合の議員報酬につきましては、報酬条例において平成9年から年額3万9千円と定めまして、12名分の報酬額46万8千円を予算計上いたしまして執行いたしております。

なお、交通費等の費用弁償については、支給していないところでございます。

この議員報酬を廃止する動きにつきましては、管理者からお話をあったように、昨年12月の新聞報道や一昨年の平成21年8月の組合議会におきまして、大西議員が発議をされたことは承知しております。その組合議会後の平成21年9月には、当時の構成市町の議長さんを通じまして、組合議員さんの意見・意向を確認させていただきました経過がございまして、その結果、議員報酬については、現行通り据え置きのままでという意見・意向が多数を占めておりましたので、現行通りの予算を計上して今日に至っております。

昨年12月の新聞報道から見る当組合の議員報酬額につきましては、年額制が多くを占めている中で、愛知県内及び近隣の一部事務組合の報酬額と比べましても突出した報酬額ではないと認識し

ております。

また、当組合議会につきましては、ご存知のように平成21年4月から組合議会の議員定数を16人から12人に削減し、議会改革が既に図られております。この組合議会の議員定数の削減に伴います議会改革と併せて、執行部側では特別職に対する報酬支給のあり方を管理者、副管理者会議の中で協議がされまして、同時期に特別職に対する報酬を廃止する判断がされております。

組合議会側の議員定数の削減という議会改革、執行部側については、報酬支給を取り巻く昨今の社会情勢の変化や行財政改革の観点から特別職報酬の廃止という見直し・改革を双方で図ったという経緯でございますが、現在の社会情勢は、景気の低迷による経済不況により非常に厳しい社会状況が依然と続いております。

議員報酬の廃止、見直しにつきましては、やはり組合議員さんや構成市町の議會議員さんの皆さん方で、廃止、見直しなどの改革を議論された中で決定していただければと考えておりますので、ご理解を賜わりたいと存じます。以上でございます。

○議長（久野喜孝）

一通り答弁は、終わりました。

再質問がありましたら、举手を願います。2番、大西勝彦議員。

○2番議員（大西勝彦）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず灰溶融炉の必要性についてですが、新聞報道では3つ理由を挙げていました。1つがCO₂の発生、それと経費の削減、3つ目が溶融スラグの有効活用がなかなか聞かれないということですけれども、今の答弁をお聞きしますと、CO₂につきましては、発電施設にすることによって、要はその分CO₂の発生を少量で抑えることができるというような答弁でしたので、分かりましたけれども、経費の件ですね、経費が莫大にかかるというような問題点、それと今のままで溶融スラグの有効利用を広げる展望がないということ、この2点については、どのように今後検討をされていくのか、費用対効果を併せてどのようにされていくのかということをお聞きいたします。

もう1点、議員報酬ですけれども、想定内の答弁で議員さんで考えてくださいという話でした。それはそれで動くとしてですね、例えば、それぞれの市町では特別職の報酬審議会、第3者機関的なものがあるのですが、この地方公共団体、この組合として第3者的な機関といいますか、審議会なのか特別委員会といったものを考えておられるかどうかお聞きします。以上2点お願いします。

○議長（久野喜孝）

それでは、答弁を願います。事務局長。

○事務局長（野澤 清）

先ほどの答弁で、灰溶融炉を休止、廃止する理由として、経費の削減と溶融スラグの有効利用ができないという2点のお話でございますが、お答えさせていただきます。

まず灰溶融炉の休止、廃止の理由といたしまして、多額の経費が掛かるということでございます。ごみを燃やして出てくる灰を溶融炉で更にエネルギーを使い1,300度あるいは1,800度で溶かして減容化する訳ですので、その分、燃料費や経費が増えるということになります。その溶融する方法としまして、ストーカの後に灰溶融炉を設置するものと、ガス化炉でごみを分解してその熱を利用して溶かす方法等がございます。

焼却だけの経費を見ると、ランニングコストが沢山かかる訳ですが、炉から出てきますスラグが100%リサイクルできれば埋立処分費がかからないということになります。

また、溶融に使いましたエネルギーを利用して、発電して売電できればコストの削減にもなってまいります。

溶融スラグのリサイクルにつきましては、なかなかリサイクルが進まないということでありましたが、あるプラントメーカーは100%リサイクルしているという実績をもってみえるところもあります。

維持管理費やリサイクルの問題につきましては、処理方式や溶融スラグの性状によりまして変わつてきますので、今後設置します機種選定委員会の中で、費用対効果やリサイクルの可能性、発電効率など比較検討して進めていきたいと考えております。

次に、2点目の組合に報酬審議会を設置する考えについてであります、ご存知のように市町においては市長さん町長さんや議會議員さんなどの報酬額等については調査、審議を行う審議会が設置されております。その審議会の中で判断されておりますが、当組合において第3者機関であります報酬審議会を設置することにつきましては、現時点では考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（久野喜孝）

答弁終わりました。

それでは、これにて「一般質問」を終わります。

日程第4、「諸報告」を行います。

お手元に報告第1号及び第2号が配付しておりますので、検査に当たりました監査委員を代表いたしまして、古橋監査委員より補足説明を願います。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、報告第1号及び第2号の補足説明を申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、検査の対象欄に記載されておりますように、平成22年度7月分から12月分にかかる現金出納並びに公金の収納状況を、平成22年8月23日、9月22日、10月27日、11月24日、12月22日及び平成23年1月19日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関発行の残高証明書により照合検査したものでございます。

検査の結果につきましては、計数並びに証拠書類等については適正に処理されていることを認めました。

なお、詳細につきましては、御手元に配付してございます検査報告書をご一読いただきたいと思います。

続きまして、報告第2号につきまして補足説明を申し上げます。

報告第2号につきましては、地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施いたしましたので、同条第9項の規定によりその結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、平成22年4月から9月までにかかる予算執行事務、契約事務、財産管理事務について、平成22年11月24日に定期監査を実施したものでございます。

監査の結果につきましては、総体的に良好な処理がなされていることを認めたものでございます。

詳細につきましては、報告書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、これで補足説明を終わります。

○議長（久野喜孝）

これにて、諸報告を終わります。

日程第5、議案第1号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

議案第1号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案にございますように、地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から「幡豆郡一色町」、「同郡吉良町」、「同郡幡豆町」、「幡豆郡消防組合」及び「西尾幡豆広域連

合」を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議する必要があるからでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（野澤 清）

議案第1号の内容説明を申し上げます。議案及び2枚目の新旧対照表と併せてご覧願いたいと存じます。内容につきましては、平成23年4月1日に「幡豆郡一色町」、「同郡吉良町」及び「同郡幡豆町」が「西尾市」へ編入合併し、同年3月31日をもって退職手当組合を脱退いたします。また、この編入合併に伴いまして、この「3町」で構成する「幡豆郡消防組合」並びに西尾市と幡豆郡の3町で構成する「西尾幡豆広域連合」についても同年3月31日をもって脱退いたしますので、組合規約の変更が必要となったものでございます。退職手当組合規約の一部を変更する規約の第5条第1項は、組合議会の議員の定数で、「14人」を「13人」に改めるものでございます。別表第1につきましては、退職手当組合へ加入している構成団体でありまして、「武豊町 一色町 吉良町 幡豆町」を「武豊町」に、「日東衛生組合 幡豆郡消防組合」を「日東衛生組合」に、「海部地区急病診療所組合 西尾幡豆広域連合」を「海部地区急病診療所組合」に改めるものでございます。別表第2につきましては、議員の選挙区ごとに定める定数と選挙区の組合市町村で、4区の項中、「3人」を「2人」に「一色町 吉良町 幡豆町 幸田町」を「幸田町」に、「北設広域事務組合 幡豆郡消防組合 西尾幡豆広域連合」を「北設広域事務組合」に改めるものでございます。

附則といたしましては、平成23年4月1日から施行するもので、改正後の規約別表第2の規定は、施行日以後、最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用されるものでございます。

以上で、議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（久野喜孝）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、議案第2号「平成22年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」を議題いたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

議案第2号「平成22年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」の提案理由のご説明を申し上げます。

議案の第1条にございますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、8,705万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、18億9,282万円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更による補正でございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（野澤 清）

それでは、補正予算書3ページをご覧いただきたいと存じます。

第2表地方債補正是、最終処分場建設用地の土地取得に伴います地方債の変更で限度額を4億円から3億6,790万円とするものでございます。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと存じます。

歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1目負担金は6,465万5,000円の減額であります。

この減額の主な理由は、歳入では施設使用料、財産収入及び繰越金の整理、歳出では不用額の整理などによるものでございます。

各市町の負担金の減額につきましては、説明欄のとおりでございます。

2款使用料及び手数料、2目クリーンセンター使用料の施設使用料では、1,200万円の減額であります。

当初、有料ごみの処理量を年間12,960トンと見込んでおりましたが、ごみの減少状態が継続しており、最終12,120トンの見込みでありまして、マイナス840トンの減少による減額であります。

3款財産収入、2項1目の生産品売扱収入は、777万6,000円の増であります。

不燃ごみ処理施設から回収いたします鉄とアルミの売却代金であります。回収量は若干減少しておりますが、売却単価が見込みより上昇したため増額となるものであります。1トン当たりの売却単価は、鉄は機械選別・手選別ともに1万6,000円が2万8,000円、アルミの機械選別は4万円が6万6,000円に、手選別は7万7,000円が10万7,000円の上昇と見込んでおります。

4款繰越金1,392万9,000円の増は、前年度からの繰越金であります。

次に、8ページの6款組合債、3,210万円の減額は、最終処分場の用地取得に係ります財源で、地方債の変更による減額でございます。

次に、9ページの歳出についてご説明申し上げます。

2款1目一般管理費は、69万4,000円の減額であります。

3節職員手当等29万8,000円の減額は、主に期末勤勉手当の支給月数の引下げによるものであります。

4節共済費39万6,000円の減額は、共済負担率が見込みを下回ったことによるものであります。

2目財産管理費27万3,000円の減額は、13節委託料で3件分の契約残でありますが、この内庁舎内定期清掃委託、植木管理委託については、3施設一括契約で行っております。

3款衛生費1項1目浄化センター管理費は、1,934万3,000円の減額であります。

11節需用費670万円の減でありますが、消耗品費290万円の減は、活性炭の単価が安価に契約できしたことによるものであり、光熱水費380万円の減は、電気料の値下げと電気使用量が見込みを下回るためであります。

13節委託料47万3,000円の減は、7件分の契約残であります。

次に、10ページの15節工事請負費695万9,000円の減は、工事11件分の契約残で、この工事の平均請負率は89.4%でございました。

19節負担金、補助及び交付金、401万2,000円の減は、下水道放流管渠実施設計負担金の減額であります。

2目クリーンセンター管理費は、3,003万2,000円の減額であります。

11節需用費は、384万円の減でありますが、消耗品費129万円の減額は、消石灰の単価が安価に契約できしたことによるものであり、光熱水費255万円は電気料の値下げ及び水道使用量の減少によるものであります。

13節委託料1,468万6,000円の減は、11件分の契約残であります。

この内、多くは契約残によるものであります。廃棄物埋立処分委託料並びに焼却灰運搬委託料については、主に埋立処分量の実績が、見込みより下回るための減額であります。

次に、11ページの15節工事請負費1,003万7,000円の減は、工事9件分の契約残で、この工事の平均請負率は91.1%でございました。

27節公課費19万3,000円の増は、汚染賦課量賦課金の増額によるものであります。

次に2項1目温水プール管理費は、261万円の減額であります。

11節需用費117万円の減は、光熱水費で電気料の値下げ及び水道使用量の減少によるものであります。

次に12ページへまいりまして、13節委託料111万円の減は、3件分の契約残であります。

14節使用料及び賃借料33万円の減は、下水道使用量の減少によるものであります。

次に4款事業費2目最終処分場建設事業費は、3,389万3,000円の減であります。

役務費、100万円の減額は、用地買収に係る代替地の斡旋の必要がなくなったことによるものであります。

17節公有財産購入費、3,237万6,000円の減は、土地取得に伴います土地購入費の減額で、22節補償、補填及び賠償金、51万7,000円の減は、物件補償費の減額によるものであります。

次に5款公債費2目利子は、20万5,000円の減額であります。最終処分場用地取得債に係る貸付利率が見込みより下回ったための減額であります。

なお、13ページ以降は、給与費明細書と地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。また、資料といたしまして、平成22年度補正予算の概要と負担金明細表を配付してございますのでよろしくお願ひいたします。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（久野喜孝）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番、大西勝彦議員。

○2番議員（大西勝彦）

補正でいろんな努力をされて単価が下がったりですね、あるいは請負率が下がったことによつて、簡単に言えばお金が余った。それを分担金、負担金のところで各市町に6,400万円程返す訳ですけど、それを返さずに借金ですね、4億円をちょっと減らしてますけれども、こっちの組合債を減らすという考え方ではないのか。要は一般財源の方をこっちに充てて6,400万円を返さずに組合債を減らすという考え方はなかったのかどうかをお聞きします。

○議長（久野喜孝）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（野澤 清）

ご質問の負担金でお返しするのではなくて、組合債の減額に使つたらどうかというお話でございますが、以前も同様の趣旨のご指摘がございましたが、現在の市町を取り巻いている財政状況は大変厳しいものがあるということでございます。市町においては返すべきものは返していただきたいというのが、市町の考えであろうかと思っておりますので、組合債の返還に充てるという考えは持っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（久野喜孝）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の举手を求めます。

举手全員であります。

議案第2号「平成22年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第3号「平成23年度東部知多衛生組合一般会計予算」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

議案第3号「平成23年度東部知多衛生組合一般会計予算」の提案理由のご説明を申し上げます。

議案の第1条にございますように、平成23年度の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14億4,889万円とするものでございます。

平成23年度は、将来計画の施設整備事業に伴いますごみ焼却施設の更新用地の取得に向けて、極めて重要な年度でございます。

この施設整備に係ります建設事業費は、1億3千800万円余の予算計上となり、また、各施設ともに年数が経過しておりますが、年間を通して安定した運転管理ができるよう効率的且つ効果的に事業全体が実施できるように歳出全般を精査しまして、前年度予算対比、マイナス26.8%の減額となる予算編成をいたしております。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（野澤 清）

それでは、当初予算書3ページをご覧いただきたいと存じます。

第2表、継続費は、最終処分場建設事業に係ります生活環境影響調査業務委託で、いわゆる環境アセスメントの事業費1,890万円でございます。平成23年度の年割額を819万円、24年度は1,071万円と定めたものでございます。

第3表、地方債は、ごみ処理施設用地取得に伴うものでありまして、借入限度額を8,620万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

続きまして、当初予算書7ページ、歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1目負担金は11億2,870万1,000円、前年度と比較して2億1,496万4,000円の減額、16.0%のマイナスであります。

この要因は、有料ごみの施設使用料の減収及び衣浦港3号地への廃棄物埋立処分量のアップにより負担増が見込まれましたが、温水プール建設費、し尿処理施設建設費及び災害復旧事業費の償還終了に伴いまして減額となったものであります。なお、構成市町のし尿、ごみ、温水プールに係る負担金の合計額は、説明欄に記載のとおりでありますが、負担率は大府市38.0%、豊明市26.2%、東浦町23.6%、阿久比町12.2%であります。

2款使用料及び手数料、1目浄化センター使用料5万3,000円は、電柱支線並びに自動販売機使用料であります。

2目クリーンセンター使用料1億7,040万3,000円は、前年度と比較してマイナス1,706万1,000円、9.1%の減収見込みであります。施設使用料1億7,040万円は、有料ごみの年間搬入量を、家庭系ごみ1,560トン、事業系ごみ10,320トン、トータル11,880トンと見込んだものであります。

なお、21年度の実績は13,006.14トンでしたが、22年度に至ってもごみの減少状態が継続しております。この要因は、やはり近年の経済不況による景気低迷などが大きな影響を及ぼしていると考えておりますが、それらを勘案して積算した施設使用料であります。

3目温水プール使用料1,724万3,000円は、前年度に対しまして30万7,000円、1.7%の減であります。温水プール施設使用料1,695万円は、1日当たりの入場者を大人175人、子供40人、年間の開館日数を、300日とし計算したもので、開館日数は、前年度の305日に対しまして5日間減らしております。これは、新規工事で低学年・チビッコプールの塗装工事を予定しており、塗装後の養生期間を必要とするため休館期間が増えるものでございます。

行政財産目的外使用料 29万3,000円は、電柱支線及び自動販売機 8台分の使用料であります。

3款国庫補助金 1項1目1節ごみ処理施設整備費補助金 399万円と2節最終処分場整備費補助金 893万2,000円は、循環型社会形成推進交付金であります。この交付金の対象は、後ほどご説明いたしますごみ処理施設と最終処分場の建設に係ります委託料であります。補助率は3分の1となっております。

8ページへまいりまして、4款財産収入 1項1目財産貸付収入 591万2,000円は、駐車場用地として住友重機械工業に貸付する収入で前年度と同額であります。

2項1目生産品売扱収入 1,646万4,000円は、前年度対比 267万6,000円の増であります。不燃ごみ処理施設から回収される鉄とアルミの売扱い収入で、鉄の年間回収量は 720トン、アルミは 38.4 トンを見込んでおります。

また、売却価格については前年度に比べ徐々に上昇してきた関係から 1トン当たりの単価を、鉄は機械選別・手選別ともに 2万円、アルミの機械選別では 5万円、手選別は 8万円を予定しております。

次に 5款繰越金 1,000万円は、前年度からの繰越金であります。

6款諸収入の 1項組合預金利子 10万円は、前年度と同額であります。2項雑入 89万2,000円は、9ページの水泳帽子売却代並びに各施設の自動販売機電気使用料及び廃電等売却代であります。

7款組合債 8,620万円は、公共用地先行取得等事業債で、ごみ処理施設の用地取得をするための財源借り入れでございます。

続きまして、10ページ歳出のご説明を申し上げます。

1款議会費は、51万1,000円で23年度は隔年実施の議員行政視察の実施年度でございますが、県内施設の視察を予定した関係で前年度と同額であります。

主なものは、1節報酬 46万8,000円で、12名分の議員報酬でありますが、報酬額については、現行のままの意向・意見が多数を占めましたので前年度と同額であります。

次に、2款総務費 1項1目一般管理費 5,231万6,000円は、前年度と比較して 19万6,000円の増であります。

2節給料から4節共済費までは、庶務担当職員 4名分の人件費であります。

11ページの8節報償費 23万8,000円は、小学4年生を対象とした環境衛生週間のポスターの応募に係る参加賞代、13節委託料 127万円は、パソコン機器保守委託など 5件の委託料であります。

14節使用料及び賃借料233万9,000円は、財務会計・給与管理システム及びパソコンなど長期継続契約で借上げている事務機器借上料であります。

19節負担金、補助及び交付金1,500万1,000円は、職員互助会補助金、退職手当組合負担金及び派遣職員負担金などであります。

12ページへまいりまして、2目財産管理費1,021万5,000円は、前年度と比較しまして250万1,000円の増で、これは2件の新規工事によるものであります。主なものは13節委託料726万5,000円で、施設の清掃関係と設備の点検委託11件の委託事業でございますが、従来と同様他の事業費を含め、2、3施設共通する委託契約については、効率性から一括入札にて実施予定であります。

15節工事請負費225万7,000円は、地上デジタル放送対応のためのアンテナ取替工事と空調設備補修工事2件の新規工事でございます。

次に、13ページの監査委員費11万8,000円は、前年度と同額であります。

3款衛生費1項1目浄化センター管理費2億4,202万円は、前年度と比較いたしましてマイナス706万1,000円、2.8%の減であります。

減額となりました要因は、需用費、工事請負費及び下水道布設に係る負担金などの減額によるものであります。

2節給料から次のページの4節共済費までは、浄化センター職員9名分の人工費でありますが、トータルは前年度に比べ52万5,000円の増であります。この要因は、22年度で浄化センターの現業職員が定年退職するため、クリーンセンターの現業職員を異動により補充する予定であるため、この職員異動により若干、増額となるものであります。なお、22年度に脱水汚泥等運搬業務約100万円程を計上し、脱水汚泥等を東浦町のシルバー人材センターからの派遣者により運搬を行っておりましたが、この業務を浄化センターの現業職員が行うこととし、予算計上しておりますので、人工費全体としては減額となっております。14ページの11節需用費9,576万4,000円は、前年度に比べマイナス763万2,000円の減であります。消耗品費5,122万2,000円は、脱臭用活性炭の処理薬剤の単価見直しなどにより、前年度に比べ692万円の減であります。光熱水費3,678万6,000円は、電気料金の減少などにより、前年度に比べ125万4,000円の減額見込みであり、修繕料762万8,000円は、機械設備の修繕でコンプレッサー、プロワの補修など予定修繕7件と、突発的な修繕料300万円を予定しており、前年度に比べ55万2,000円の増であります。

13節委託料1,672万円は、前年度に比べ358万8,000円の増額であります。これは、下水道接続施設改造事業に伴い、15ページ、説明欄の上から4番目の施設改造設計・発注仕様書

作成委託料と休止井戸機能調査委託料を新規計上したためであります。その他の項目は、例年行つております施設の清掃と機械設備の点検等であります。

15節工事請負費6,048万円は、前年度に比べまして、マイナス115万5,000円の減であります。除鉄・除マンガン装置ろ材取替工事ほか施設の安定した運転のための機械設備等12件の工事であります。なお、説明欄、最下段の処理棟屋根防水工事は新規工事であります。19節負担金、補助及び交付金は、737万6,000円で、16ページへまいりまして、下水道事業認可設計業務委託負担金297万円は平成24年度に公共下水道に接続するため、下水道布設の認可を取るため、東浦町に依頼する新規計上の負担金であります。

2目クリーンセンター管理費7億5,814万6,000円は、前年度と比較して831万6,000円、1.1%の増であります。この主な要因は、工事請負費の煙突補修工事始め4件の新規工事による増額であります。

2節給料から4節共済費までは、クリーンセンター職員8名分の人工費であります。トータルは、前年度に比べ651万6,000円の減であります。この要因は、先ほど浄化センター管理費の中でご説明したとおり、22年度で定年退職いたします浄化センター職員とクリーンセンター職員の人事異動による減額であります。

次に17ページ、11節需用費1億4,140万9,000円は、前年度に比べ260万3,000円の減額であります。その内、消耗品費4,216万2,000円は、重金属溶出防止剤の単価見直しなどにより、前年度に比べ210万4,000円の減、光熱水費8,506万2,000円は、水道使用量の減少などにより、51万円の減額見込みであります。修繕料849万5,000円は、機械設備と重機車両の修繕など11件と、突発的な修繕料300万円を予定しており、前年度に比べ45万2,000円の減であります。

13節委託料3億8,702万5,000円は、前年度と比較しますと17万9,000円の減であります。要因といたしましては、衣浦港3号地で処分する廃棄物埋立処分量の増があるものの全体で減額となったものであります。

主な委託で、説明欄の1番目のクリーンセンター運転管理委託料2億2,491万円は、前年比157万5,000円の減、次の前選別作業委託料2,454万9,000円は、474万6,000円の減、いずれも減額計上であります。

しかし、5番目の廃棄物埋立処分委託料9,858万1,000円については、前年に比べ556万7,000円の増であります。この要因は、衣浦港3号地で埋立処分する処分量の増によるものであります。

また、次の焼却灰運搬委託料183万円は、1日の搬出量と距離的な問題から組合が運搬処分で

きない焼却灰等の運搬業務を民間に委託しているものであります。次に18ページの説明欄の上から2番目の破碎不燃物処分委託料1,826万円は、前年に比べ49万4,000円の増となりますが、衣浦港3号地には破碎不燃物を搬入出来ないために、全て民間処分場に処分を委ねるものであります。処分単価は、税込みでトン当たり2万4,675円、処分量740トンの見込みであります。

次に15節工事請負費は1億6,209万9,000円であります。前年度に比べ1,772万4,000円の増であります。この要因は、煙突補修工事を始めとする4件の新規工事によるものであります。ボイラ等補修工事8,001万円は、法令に基づくボイラ性能検査のための整備、ダスト固化・計装設備の整備工事であります。同じく法令に基づき実施する高圧蒸気復水器等補修工事2,910万6,000円、焼却炉の炉内耐火材の取替えを行う炉内補修工事1,596万円など施設の安定した運転を行うための定期的補修工事であります。煙突補修工事以下の4件は新規工事であります。

次に3目洲崎最終処分場管理費134万円は、最終処分場の維持管理に要する費用で前年に比べ21万円の増であります。この要因は、処分場への不法投棄を防ぐために門扉を設置する新規工事によるものであります。

次に19ページ、2項1目温水プール管理費8,534万2,000円は、前年度と比較してマイナス38万円、0.4%の減であります。減額となりました要因は、需用費や委託料などによるものであります。

2節給料から4節共済費までは、再任用職員1名の人物費であります。7節賃金は、水泳インストラクター1名の臨時傭人料であります。

11節需用費2,067万4,000円は、前年に比べ46万7,000円の減でありますが、電気並びに水道使用量の減少見込みによるものであります。内消耗品費208万8,000円は、プールの水質保全や管理における薬剤・機械部品の購入費であり、次のページの光熱水費1,542万円は、電気及び水道料であります。

13節委託料4,921万9,000円は、プール管理並びに施設管理に要する13件分の委託事業であります。主なものは、説明欄の上から4番目のプール管理業務委託料3,895万5,000円で、前年度実績を基に予算計上して、前年に比べ94万5,000円の減額見込みであります。次のプール窓口業務委託料289万2,000円は、水泳帽子・回数券の販売、高齢者利用業務を、シルバー人材センターに委託するものでございます。14節使用料及び賃借料689万9,000円は、プール利用者の駐車場用地借上料及び下水道使用料などで、前年比13万2,000円の減額計上であります。

21ページ、15節工事請負費は340万3,000円であります。第1種圧力容器補修工事122万9,000円は、労働安全衛生法に基づく性能検査を受けるため毎年実施する工事であります。低学年・チビッコプール塗装工事217万4,000円は新規工事で、プール底面の接着箇所が一部剥離し、また塗装も変色しておりますので、安全性と美観性を保つため行うもので、塗装工事はクリーンセンターの定期整備と併せて16日間の臨時休館を予定しております。

18節備品購入費は、地上デジタル放送対応のテレビ2台の買替えでございます。

次に4款事業費1項1目ごみ処理施設建設事業費1億996万5,000円は、前年度に比べ9,791万1,000円の増でございまして、これは環境影響評価業務委託料やごみ処理施設の用地購入費の予算計上により増額となったもので、平成31年度供用開始を目標に事業進捗を図るものであります。

11節需用費の消耗品費は、売買契約用の収入印紙代と食糧費は、環境アセスの説明会用の飲み物代、12節役務費は登記事務手数料、13節委託料1,295万7,000円は測量調査委託料及び環境影響評価業務委託料などであります。17節公有財産購入費8,622万4,000円は、ごみ処理施設の建設予定地である大府市大東町2丁目と東浦町葭野、併せて2,346.55m²の土地購入費であります。19節負担金、補助及び交付金1,050万円は、建設事業に携わる派遣職員負担金でございます。

22ページへまいりまして、22節補償、補填及び賠償金9万9,000円は、建設用地内の物件等補償費でございます。

2目最終処分場建設事業費2,865万6,000円は、前年度に比べマイナス3億7,804万2,000円の減でございまして、これは最終処分場の用地購入費などが減額となったことによるもので、平成27年度供用開始を目標にしております。

11節需用費の食糧費は、環境アセスの説明会用の飲み物代、12節役務費は登記事務手数料、13節委託料2,679万6,000円は、生活環境影響調査業務委託料、基本設計等作成業務委託料及び地質調査業務委託料であります。

17節公有財産購入費164万9,000円は、最終処分場建設予定地の中にある大府市の水路、194m²の土地購入費であります。

5款公債費1目元金は1億4,458万8,000円、2目利子は567万3,000円でございますが、温水プール建設費、し尿処理施設建設費及び災害復旧事業費に係る償還終了により、前年度に比べ全体で2億5,463万1,000円の減額であります。しかし、新たに最終処分場用地取得債に係ります元利償還金が発生しておりますが、この償還は固定金利で元金1年据置きの10年返済であります。

次に23ページ、6款予備費は1,000万円で、前年度と同額であります。

なお、25ページ以降は給与費明細書を添付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。また、お手元に資料として、平成23年度当初予算の概要と市町負担金明細表並びに政府資金等の年度別償還表などを配付してございますのでよろしくお願ひいたします。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（久野喜孝）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番、大西勝彦議員。

○2番議員（大西勝彦）

それでは、2点質問させていただきます。

まず9ページの歳入のところですが、雑入のところで、それぞれ自動販売機の電気使用料があるのですが、ご存知かも知れませんけれども、実は大府市では昨年11月に自販機の有償貸付に伴う入札をしたところ、かなり高値で落札をしていただいて、収入が増えたという事例があったのですが、この浄化センター、クリーンセンター、温水プールの自販機について一般競争入札を検討されたかどうかということ。また、今後検討されるかどうかについてのお伺いが1点。

もう1点はですね、しつこいようですが給与費明細の方の通勤手当で確認ですが、長年私が指摘をしてなかなか変えてもらえなかった、通勤手当が2,000円多いじゃないか、国に比べて2,000円増になっていると。駐車場代ということで、大府市がやっているので変えませんという答弁だったのですが、今回31ページにあるように国の制度と通勤手当は一緒ということについては、23年度からは2,000円の増を無くしたという理解でよろしいのかどうか、その2点よろしくお願ひします。

○議長（久野喜孝）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（野澤清）

先に2点目の方を答えさせていただきます。

通勤手当の件でございますが、おっしゃる通り国の基準に併せて2,000円を減額しております。

次に自動販売機の一般競争入札の件については、大府市は実施したが組合としてはどうかというお話でございますが、組合としては一般競争入札をまだ執行いたしておりません。しかし、新聞報道にございますように約25倍近い金額の収入の差があるということは承知しておりますので、当組合も実施すれば現状以上の使用料が見込める可能性があると思われますので、大府市さんの実施状況をこれから参考にしながら、検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひしま

す。

○議長（久野喜孝）

答弁終わりました。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようすで、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようすで、これにて討論を終結いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の举手を求めます。

举手全員であります。

議案第3号「平成23年度東部知多衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

なお、皆様方におかれましては、既にご存知のように豊明市長の相羽副管理者が今春4月に退任されることとなっており、本日の組合議会が最後の議会となります。

最後のご挨拶の申し出を受け賜っておりますので、相羽副管理者からご挨拶をいただきます。

○副管理者（相羽英勝）

議長さんから退任の挨拶の機会をいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ちょうど4年前に当組合の副管理者ということでお世話になりました。事業の運営の一翼を担うというおもむきでまいりまして、比較的短い期間でございましたけれども、あまりお役に立たなかつたのかなというふうに思っております。また、私は今期限りで引退をするわけでございますが、新しい新進気鋭の方にバトンを渡すという責務を負っております。

最後になりますけども、組合並びに構成市町の皆様方の益々の発展を祈念申し上げ、また皆様方のご健康を願って、心から御礼を申し上げたいと思います。

簡単でございますけども、退任の挨拶とさせていただきます。

どうも大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（久野喜孝）

大変ご苦労様でございました。

ここで、管理者から閉会のご挨拶をお願いします。

○管理者（久野孝保）

平成23年東部知多衛生組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日提出いたしました全議案につきまして、お認めいただきまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

なお、副管理者であられます相羽豊明市長さんにおかれましては、長年に亘りまして組合の発展と円滑な業務運営にご尽力を賜りまして、心より敬意を表するものでございます。今後とも組合並びに構成市町の発展のために一層のご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、健康に留意され益々ご活躍されることを祈念申し上げます。長い間大変ご苦労様でございます。

また、議員の皆様方におかれましては、東部知多衛生組合の事業推進のために一層のご指導とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（久野喜孝）

これをもちまして、平成23年東部知多衛生組合議会第1回定例会を閉会いたします。
ご苦労様でございました。

（閉会）

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条
第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長 久野喜孝

6番議員 坂下勝保

8番議員 神谷明彦

